

令和 5 年度の不祥事防止取組方針について（策定のポイント）

1 現状認識

- ・懲戒処分件数は、不祥事ゼロ運動を開始した平成 18 年度の 27 件から、令和 4 年度は 9 件と減少傾向にある。
- ・しかし、わいせつな行為等による処分件数は、毎年度 4～8 件発生し、令和 4 年度も 4 件と全体の処分件数の約半数を占める。
- ・不祥事防止の中でも、わいせつ事案の根絶については、県教育委員会としても最重要課題として位置付けて、取組を強化している。
- ・また、令和 4 年度の処分者 9 人のうち、採用後 5 年以内の教職員は 6 人（うち臨時的任用職員は 3 人）と高い割合を占めている。
- ・そのため、こうした臨時的任用職員等及び経験の浅い教職員の不祥事防止にも重点的に取組んでいく必要がある。

2 主な現行の課題と取組方針への反映

① 経験の浅い教職員等の不祥事防止

採用 5 年以内の経験の浅い教職員等の不祥事が多く見受けられることから、令和 5 年度は若手職員などを対象とした不祥事防止リーフレットを作成するなどし、研修・指導等を強化していく。（取組方針 P 4～5）

② 新たな法律等の認知度向上

昨年 4 月に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が施行されたことから、同法の内容や趣旨の周知徹底を図るほか、法律の趣旨に沿った職員の意識啓発等を実施していくことを本方針にも明記した。（取組方針 P 5）

③ コンプライアンス意識の醸成

昨年度、窃盗・体罰等の処分事案が複数発生したほか、わいせつ事案の根絶にも至っていない状況であり、職員のコンプライアンス意識の醸成を図るため、策定から 5 年が経過している現行のマニュアルを見直し、研修の機会を確保していく。（取組方針 P 9）

④ 体罰等の根絶に向けた取組

昨年度も部活動時の体罰や不適切な指導等に係る事案が複数発生したため、体罰等を根絶させるという考えの下、教職員及び部活動インストラクター等の外部人材の体罰や不適切な指導等を防止するための取組について、明記した。（取組方針 P11）

⑤ 事務処理における事故防止

令和 3 年度の事務を対象とした内部統制の評価作業において、支払い手続きの遅れなどの不備を多く確認したことから、こうした事故を防止するための業務管理体制の構築について、取組方針にも明記し、職員の意識啓発を強化していく。（取組方針 P11）

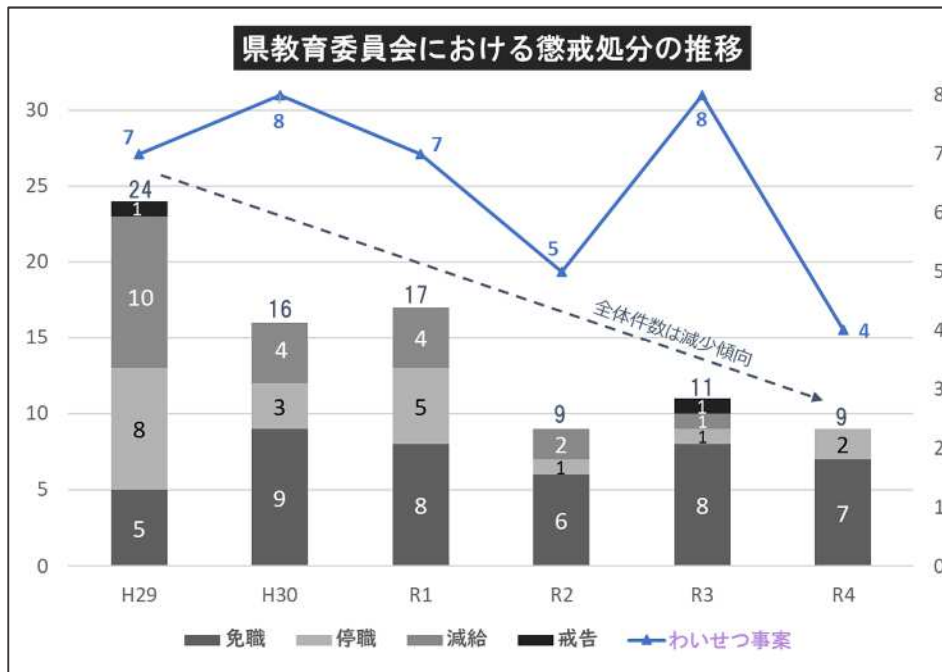
3 令和5年度の取組の方向性

令和5年度は、わいせつ事案の根絶を最重要課題として、従来の取組を粘り強く実施し、その定着を図っていくほか、臨時的任用職員や経験の浅い教職員の不祥事防止にも引き続き重点取組方針として位置付けて対策を進めていく。

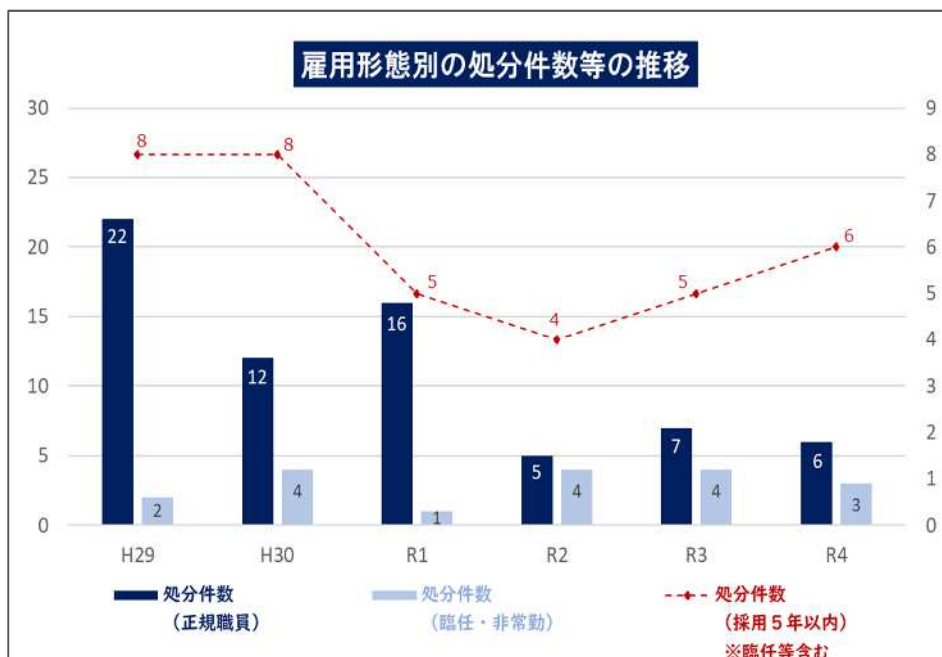
また、上記の2に記載の課題に対応する取組の拡充など、必要な改善も図りつつ不祥事防止の取組を推進していく。

【参考データ】

① 直近の処分状況(全体)



② 直近の処分状況（雇用形態別）



③令和4年度の処分事案の概要

処分	番号	処分年月日	所属種別	職	年齢	内容
懲戒 免職 (7)	★ 1	04.4.28	小学校	教諭	28	【女子高生に対する不祥事(痴漢)】 女子高校生に対し、電車内において、痴漢行為を行うなどした。
	2	04.6.9	高等学校	教諭	41	【部活動引率中における不適切な行為等】 自校の生徒3名を自家用車に同乗させ、助手席に同乗していた男子生徒1名に対し、走行中、助手席からハンドルを持たせた上、当該生徒にハンドルの操作を強要するなどした。
	★ 3	04.8.25	中学校	教諭 (臨任)	27	【18歳未満の女子に対する児童生徒性暴力等】 自家用車内等において、女子1名に対し、18歳未満であることを知りながら、わいせつな行為を行った。
	4	04.8.25	中学校	教諭	26	【部活動費等の窃取等】 勤務校職員室において、他の教員が執務机で保管していた部活動費等計110,850円を窃取するとともに、自らが保管していた当該校の親睦会費計65,000円を着服した。
	★ 5	04.12.22	中学校	教諭	27	【自校の女子生徒等に対する不祥事】 満18歳に達しない青少年であることを知りながら、自校の女子卒業生1名及び自校の女子生徒1名に対し、繰り返し、わいせつな行為を行った。
	★ 6	04.12.22	小学校	教諭 (臨任)	25	【女性に対する不祥事】 2日間にわたり、路上において、それぞれ女性1名に対し、後ろから上半身に抱きつくなどのわいせつな行為をし、うち1名を負傷させた。
	7	05.3.28	特別支援学校	教諭	38	【窃盗】 勤務校図書室において、児童生徒用の図鑑26冊を窃取した。
停職 (2)	8	04.9.15	高等学校	教諭 (臨任)	38	【窃盗及び傷害】 店舗内において書籍計2点を窃取し、その後、当該店舗駐車場等において、自分の鞆を掴んだ店長に対し、鞆を振り払い、転倒させるなどの暴行を加え、負傷させた。
	9	05.1.26	高等学校	教諭	45	【体罰、不適切な指導及び不適切な発言】 部活動指導中、自校の生徒に対し、十数回の体罰及び不適切な指導を行い、また、繰り返し、不適切な発言を行った。
計					9件	

※ 監督責任により処分を受けた者を除く。

※ 番号に★印が付してあるのは、わいせつ事案

※ 年齢に○印が付してあるのは、事故発生時において採用後5年以内の者